

## 2-1 訪問入浴介護

訪問入浴介護事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。

申請者要件	法人				
人員基準	区分	職種	員数		資格等
	従業者	看護師又は 准看護師	1人以上	常勤1人以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行うものとする。</li> <li>&gt; ただし、利用者の身体状況が安定しているなど、入浴により利用者に異常が起こる可能性がないと認められる場合においては、医師の意見を確認した上で、看護職員に代えて介護職員を充てることことができる。</li> </ul>
		介護職員	2人以上		
訪問入浴介護と介護予防訪問入浴介護について、指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、訪問入浴介護の人員に関する基準を満たすことをもって、介護予防訪問入浴介護の基準を満たしているものとみなすことができる。					
	管理者		常勤・専従1人		<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務と兼務することができる。</li> <li>&gt; 当該事業所の事象を適時かつ適切に把握でき、一元的な管理・指揮命令に支障がない場合は、同一事業者の他の事業所の管理者又は従業者を兼務することができる。</li> <li>&gt; 管理者は、訪問入浴介護従業者である必要はない。</li> </ul>
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営を行うために必要な広さの専用区画</li> <li>・訪問入浴介護の提供に必要な浴槽等の設備及び備品等</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>&gt; 事業所には、事業の運営を行うために必要な面積を有する専用の事務室を設けることが望ましいが、間仕切りをする等他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室であっても差し支えない。</li> <li>&gt; なお、この場合に、区分がされていなくても業務に支障がないときは、訪問入浴介護の事業を行うための区画が明確に特定されていれば足りる。</li> <li>&gt; 専用の事務室又は区画については、利用申込の受付、相談等に対応するのに適切なスペース及び浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペースを確保する必要がある。</li> <li>&gt; 訪問入浴介護に必要な浴槽（身体の不自由な者が入浴するのに適したもの）、車両（浴槽を運搬し又は入浴設備を備えたもの）等の設備及び備品等を確保する必要がある。特に、手指を洗浄するための設備等感染症予防に必要な設備等に配慮する必要がある。</li> <li>&gt; ただし、他の事業所、施設等と同一敷地内にある場合であって、訪問入浴介護の事業及び当該他の事業所、施設等の運営に支障がない場合は、当該他の事業所、施設等に備え付けられた設備及び備品等を使用することができる。</li> </ul>		
	訪問入浴介護と介護予防訪問入浴介護について、指定を併せて受け、同一の事業所で一体的に運営されている場合、訪問入浴介護の設備に関する基準を満たすことをもって、介護予防訪問入浴介護の基準を満たしているものとみなすことができる。				

運営基準	項目	国省令 (条文)	県条例 (条文)	県規則 (条文)
	・内容及び手続の説明及び同意	8(準)	8(準)	4(準)
	・提供拒否の禁止	9(準)	9(準)	
	・サービス提供困難時の対応	10(準)		10(準)
	・受給資格等の確認	11(準)		11(準)
	・要介護認定の申請に係る援助	12(準)		12(準)
	・心身の状況等の把握	13(準)		13(準)
	・居宅介護支援事業者等との連携	14(準)		14(準)
	・法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	15(準)		15(準)
	・居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	16(準)		16(準)
	・居宅サービス計画等の変更の援助	17(準)		17(準)
	・身分を証する書類の携行	18(準)		18(準)
	・サービスの提供の記録	19(準)		19(準)
	・利用料等の受領	48	37	32
	・保険給付の請求のための証明書の交付	21(準)		20(準)
	・指定訪問入浴介護の基本取扱方針	49	38	
	・指定訪問入浴介護の具体的取扱方針	50	39	
	・利用者に関する市町村への通知	26(準)	15(準)	
	・緊急時等の対応	51	40	
	・管理者の責務	52	41	
	・運営規程	53	42	33
	・勤務体制の確保等	30(準)		22(準)
	・業務継続計画の策定等	30の2(準)	19の2(準)	
	・非常災害対策 ★県独自★		19(準)	
	・衛生管理等	31(準)	20(準)	7の2(準)
	・掲示	32(準)		23(準)
	・秘密保持等	33(準)	21(準)	
	・広告	34(準)		24(準)
	・居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	35(準)	22(準)	
	・苦情処理	36(準)	23(準)	
	・地域との連携等	36の2(準)		25(準)
	・事故発生時の対応	37(準)	24(準)	
	・虐待の防止	37の2(準)	24の2(準)	
	・会計の区分	38(準)		26(準)
	・記録の整備	53の3	43	34